

回答

物品名:小型乗用車 コンパクトミニバンタイプ

番号	質問事項	回答
2	仕様・装備欄には特に記載は無いですが、車種記号でそれに装備されているものが必要という判断でよろしいでしょうか？ 例えば後席両側パワースライドドア等	仕様書の「2. 種別」に記載する参考型式・車種記号の車両と同等品以上で、追加付属品等として記載のもの以外は、「11. 装備・付属品」に記載のとおり、「内装、タイヤ等の装備・付属品は、標準装備によること。」となります。